

行政手続法適用

不利益処分の処分基準

処 分 名	公民館の事業・行為の停止命令		
根拠法令及び条項	社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 40 条第 1 項		
所 管 部 課 名	環境文化部 文化スポーツ課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—	
	基 準	社会教育法第 23 条及び第 23 条の 2 による。	
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日
備 考			